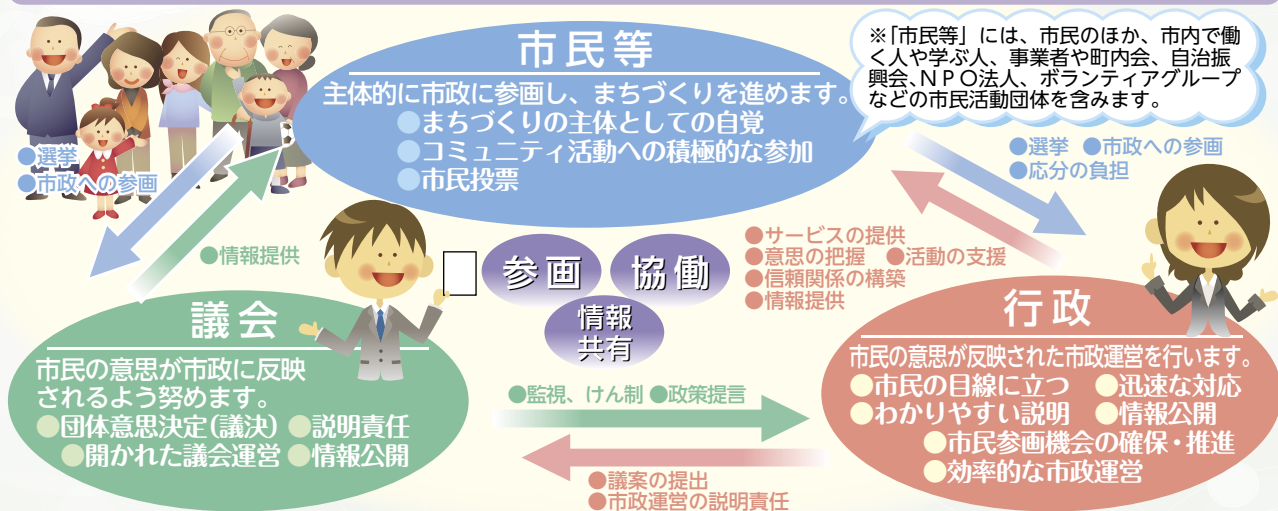


みんなで知ろう!「鳴門市自治基本条例」

市民の皆さんのまちづくりに対する熱い思いがたくさんつまった手づくりの「鳴門市自治基本条例」には、まちづくりの主体である市民等、議会、行政の役割などが定められています。

「市民等が主役のまちづくり」の実現をめざし、三者が適切な役割分担のもと、互いに補い合いながら、協力して、地域課題の解決に取り組むことが大切です。

まちづくりの主体として、ともに取り組もう!



まちづくりの主体である**市民等の役割**について詳しく紹介します。(自治基本条例第5条、6条)

1 地域の課題の解決に向けて、協働してまちづくりに取り組みましょう。

一人ひとりが、まちづくりの主体であることを自覚し、互いに尊重しあいながら、協働によるまちづくりの推進に努め、地域の課題の解決につなげましょう。

■協働の例 道路アドプト事業 公園の除草・清掃ボランティア
鳴門のまつり・チャレンジデーの共催など



2 市政に参画しましょう。

市民等は、市政に関する情報を知る権利と市政に参画する権利があります。これらを有効に活用し、主体的に市政に参画しましょう。

なお、市政に参画するときは、自らの行動および発言に責任を持ち、権利の乱用はしないようにしましょう。

■市政への参画の例 パブリックコメント手続 審議会等への参加 出前市長室
元気UPトーク 市長への手紙 市民提案制度 住民投票など



3 負担を分かち合いましょう。

市民等はサービスを受ける権利を持つ一方で、そのサービス提供に伴う応分の負担をしなければなりません。行政運営に必要となる経費について、市民等は負担を分かち合い、まちづくりを進めましょう。

■負担とは 市民税等の税、分担金、使用料、手数料など法令や条例等によって課されるすべての負担を意味します。

まちづくりの主役である市民の皆さんが、これまで以上に多くの場面で市政に参画し、その輪を広げていきましょう。市では、皆さんの声をより一層市政に反映させるとともに、協働によるまちづくりを推進します。

問 市役所市民協働推進課 ☎684・1375

自治基本条例について、市内のグループ・団体への個別説明会も行っていますので、気軽にお問い合わせください。条例全文については広報5月号に掲載しています。